

別紙標準様式（第 7 条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 7 年度第 2 回枚方市地域密着型サービス等運営審議会
開 催 日 時	令和 7 年 10 月 20 日（月） 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 20 分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館 第 3 委員会室
出 席 者	
欠 席 者	
案 件 名	（１） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定について（諮問） （２） 地域密着型サービス事業所等の指定について（報告） （３） その他
提出された資料等の 名 称	【案件 1】 資料 1-1 事業所位置図 資料 1-2 勤務表 資料 1-3 平面図 資料 1-4 写真 資料 1-5 機器等の概要 資料 1-6 介護・医療 連携推進会議構成員 資料 1-7 運営規程
決 定 事 項	諮問案件について、「諮問のとおりで異論はない。」との答申。
会議の公開、非公開の別 及 び 非 公 開 の 理 由	非公開（理由）枚方市情報公開条例第 5 条第 1 項第 3 号及び第 6 号の規定に抵触すると認められるため。
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	一部公表（理由）枚方市情報公開条例第 5 条第 1 項第 3 号及び第 6 号の規定に抵触する部分は非公表とする。
傍 聴 者 の 数	—
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	健康福祉部 福祉指導監査課

発言者	審議内容
	◆次第１．開会
会長	それではただ今より、令和７年度 第１回枚方市地域密着型サービス等運営審議会を開催いたします。本日は、お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。早速ではございますが、開催にあたり、上田 健康福祉部長よりご挨拶をお受けします。
上田部長	<健康福祉部長より挨拶>
会長	事務局より出席状況の報告などをお願いします。
事務局	<会議の成立> 委員７名のうち５名が出席。（委員２名は後ほど到着） 事務局は全委員の過半数以上の出席を確認し、委員へ会議の成立を報告した。 <配布資料の確認>
会長	それでは、本日の案件審議に入る前に、「枚方市地域密着型サービス等の指定」の諮問につきまして、事務局から説明をお願いします。
竹内課長	案件１に係る「枚方市地域密着型サービス等の指定について」につきまして、地域密着型サービス等運営審議会の会長に対しまして、本日、諮問書が提出されておりますので、市長に代わり健康福祉部長 上田から諮問させていただきます。上田部長、よろしくお願いいたします。
上田部長	<諮問書を読み上げ、会長に手渡し>
竹内課長	ありがとうございました。委員の皆様のお手元にも諮問書の写しをお配りしていますので、ご参照ください。
会長	まず、枚方市からの諮問を確認したいと思います。委員の皆様は、お手元の「諮問書の写し」をご覧くださいませようお願いします。 <黙読>
会長	ご覧いただけましたでしょうか。では、審議に入りたいと思います。案件資料に沿ってご意見いただきますよう、よろしくお願いいたします。

	◆次第２．案件 案件１．定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定について（諮問）
会長	まず、事務局より案件（１）「定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定」について、説明をお願いします。
事務局	<資料に沿って説明> *説明省略
会長	はい。ありがとうございました。 それでは案件１について、ご意見あるいはご質問など、お願いいたします。 訪問介護とはまた少しだけ違うところがあって、ややこしいところもあるような感じですが、いかがでしょうか。
副会長	訪問介護ステーションとの違いがちょっとよく分からなくなったのですけれども、教えてもらって良いですか。
事務局	大きな特徴としましては、冒頭でもご説明させていただいておりますが、訪問介護と一番異なるのは「定期巡回」で、利用者宅を、交通手段を使って随時移動しながら、サービス提供を行うという「定期巡回」の部分と、あと先ほどのケアコール端末など（説明）がございましたとおり、何かあれば緊急時にはボタンを押していただくと、すぐに駆けつけを行う。そこで必要な介護を行うという、「随時訪問」のサービスというものがございます。 「訪問介護」の部分に加えまして「訪問看護」、医療の部分ですね、「訪問看護」の部分もあわせて提供ができると。「定期巡回」、「随時訪問」、そして「訪問看護」、この３つサービスを組み合わせた、一体的に提供できるのが「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」となっておりまして、特にその通報を受け付ける「オペレーター」という職種を置いているのも、この定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスと、あと１つ、夜間対応型訪問介護という、夜間に特化した地域密着型サービスもございますけれども、それが大きな特徴になると考えております。
副会長	訪問看護（介護）ステーションも定期的に、ケアマネジャーが（ケアプランを）組んでくださって、（訪問に）行っておられるので、それは定期巡回と一緒にのような感じで。ただ、行ってくれというのはケアマネジャーに頼んでからになるから、そこがオペレーターを介して行ける、という感じなのでしょうか。
事務局	計画（ケアプラン）に基づいた内容以外でも、必要に応じて緊急の呼び出しで、その状況等に応じて随時訪問ができ、訪問看護も提供できます。

副会長	本当は（営業時間が）24 時間ではないのに結構対応してくださっている方が多いけれども、それが（定期巡回・随時対応型訪問介護看護は）オペレーターという方を置いているので、直ぐにおむつ交換とかに行ったりできると。
事務局	そうですね。深夜早朝であっても連絡ができて、緊急時の対応ができます。
会長	はい、ありがとうございます。他に無いでしょうか。 私の方からもよろしいでしょうか。いくつかあるので、1 個ずつ行きます。 先ほどのご質問にも関連するのですけれども、利用できないサービスですね。利用者からして、その組み合わせというのは、どういったものがありましたでしょうか。
事務局	定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用している間、その他サービスで利用できないものですね。
会長	同時に算定できないものがあるか、ですね。
事務局	こちら少し調べさせていただきます。特に訪問介護の部分で重複するとか。
会長	そうですね、ホームヘルプが利用できなくなるわけですね。
事務局	そうですね。訪問看護についても、定期巡回・随時対応型訪問介護看護で提供できるものを、あえて外部の訪問看護を使う必要はないということもありますので、少し基準を確認させていただき、回答させていただきます。
会長	別の質問をしてもいいですか。待った方がいいですか。
事務局	続けていただいて大丈夫です。
会長	実際問題でちょっと悩ましい場合があつてですね、ご夫婦なんかで、どちらか片方が契約されている場合ですね、緊急（ボタン）を押したけれども、それはご本人のケアのことじゃなくて配偶者のことであるというような場合は対応できないわけですね。
事務局	そうですね。ただ、それで通報で助けを求めておられるのに、「配偶者の方なので、我々（事業所）としては行けません」という対応が可能なのかどうか、ということですね。 本市の保険者（担当部局）としての考え方にもよるかもしれないですけども、かといって人道的に見過ごすわけにもいかないと思いますので。

会長	そうなのです。それが救急的なことでしたらね、医療的な。
事務局	通常の訪問介護でしたら、実際にそれを請求として計上するかどうか、それをもって保険請求を行うかどうか、という判断になってくるのですけれども。 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、前回ご説明させていただいたとおり、（介護報酬は）ひと月単位のまるめになっておりますので、そこで何か（配偶者に対して）動かした分に対して追加で報酬算定されるものでもないですし、かといってそれだけ請求に計上しないということもできないので、その辺りはどのような形で対応するのが適切なのかということは、保険者担当部局にも確認し、「こういった対応が考えられる」ということを回答させていただけたらと考えております。
会長	トイレでへたり込んで倒れていて動けない。それが医療的ならね、緊急性が高いのか低いのかも、ちょっとご本人は判断つかないと。 ただ、本人のケアではないような事例の場合はどうなるのかなと。
事務局	緊急時はその救急車の手配を代わりに行っていただくとか、どこまでサービスとして対応ができるのかですね。この点に関しまして、確認させていただいた上で、会議録で共有させていただきます。 【適切な対応の例について】 事業所として対応できる範囲・対応できない範囲を検討し、事前に利用者本人、配偶者及び家族等に説明し、同意を得ておくことが望ましいと考えます。 1. 原則として、利用者以外にサービス提供はできないこと。 2. 配偶者へのサービス提供を希望する場合は、配偶者も事業所と利用契約を締結する必要があること。 3. 契約しない場合、家族、配偶者の担当ケアマネジャー又はヘルパー等への連絡となること。（連絡先の優先順位などをあらかじめ決めておくこと。）
副会長	小規模多機能（型居宅介護）とよく似た制度なのですか。
事務局	小規模多機能（型居宅介護）ですと、お泊まりの部分と、デイサービスの部分、通いと泊まりとあと訪問があります。 そこでその（定期巡回と）棲み分けがなされているのかなと思います。 どうしても通うとか、ご家族とかの関係で一時期やはり泊まらないといけない、在宅では居られない方がいらっしゃいますと、小規模多機能や看護小規模多機能を選択される場合があるのかと考えております。
会長	冒頭で聞かせていただいた、委員のおっしゃったことが私も一緒でして、副会長

	がおっしゃったことも一緒なのですから、ホームヘルプを利用して、ある程度ケアプランで定期的に組んでいただいて、訪問看護も組んでいただいて、急な時の対応も独自で機器を導入して対応すれば、ある程度は同じというか、よく似たものであって。 利用者のニーズとしてもう頻回に来ていただきたい。定期的に、例えば朝昼晩とか、場合によっては夜（深夜）も含めて4回来ていただきたいとか。 何か急だったときに、車椅子からずり落ちてしまって起こして欲しいとか、この着替えだけできないとか、その随時対応して欲しいというニーズは絶対あると思うのですよ。ケアマネは、やはり対応されていると思います。 そこで、その利用者でこれ（定期巡回を）利用してしまったら、普通のヘルプ（訪問介護）の方が利用できなくなるわけじゃないですか。訪問看護の方も。そこが家族、本人としてもどちらかを選ばないといけないところがあるんですね、背景としてあるのではないかとということと、担当エリアのイメージができないですね。枚方で1か所ではちょっと足りないだろうから、それは何となくイメージができるのですけれども、その辺の妥当性と、あまり（担当エリアが）広がったら、いくらケースがあったとしても、ヘルパーの効率がすごく悪くなるし、かといって沢山作ってしまったら、それこそ総量の問題ではないのですけれども、事業者としても経営が中々成り立ち難いでしょうから。
会長	先ほどの（回答）分かりましたか。利用できない組み合わせの。
事務局	すみません、ちょっと確認中です。
委員	確か、以前おむつ交換を定期的にお願ひしたい利用者がいらっしゃって。 何年前かに問い合わせたことがあった時に、訪問リハビリとか何かを利用しておられて、お風呂に入るのにデイサービスも利用しておられて、定期巡回の夜間のおむつ交換をサービスに入れられないか問い合わせたことがあったのですが、（介護報酬が）まるめなので、要介護なんぼの人は何単位と決まっています、その方が使える上限まではいかないけれども、何単位か余るのですが、確かレンタル（福祉用具貸与）くらいしか余らなくて、リハビリとかデイサービスが使えるほど単位数が余っていなかった記憶があるのですね。
会長	実際上はそうなるということですね。今おっしゃっているのは。
事務局	要介護5で訪問看護サービスを使われる場合、ひと月につき2万8298単位（連携外以外の場合）となりますね。
会長	（限度額の）3万6000単位中、2万8000単位までいってしまうわけですね。

委員	なので、あまり他のサービスが入れられなかったのも、そんなに普及してないというか、ケアマネからするとちょっと使い難い。 なので、サ高住であるとか施設に併設されている所は、利用者にとっても、事業所にとっても良い制度だと思うのですけれども。 ちょっと在宅の人からすると、ケアマネにしても、使い難いかなという印象はあります。
事務局	デイサービスもなかなか、単位数の問題から（ケアプランに）入れ難いということですね。 【補足】通所介護等の通所系サービスを利用した場合、利用日数に 62 単位（要介護 1）～281 単位（要介護 5）を乗じた単位数が所定単位数から減算されます。
委員	そうですね。本当に利用できる対象者の方が限られてくる、いわゆる寝たきりみたいな、何回かおむつ交換が必要であるとか、外に出られない方がわりと対象になってくるのかなというイメージですね。
事務局	こちらのご意見の方も、また（施設整備）計画作成担当課の方に、ケアマネジャー様からのご意見ということで、共有させていただきたいと思います。 あと先ほどの、（組み合わせて）使えないサービスの範囲を確認いたしました。 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定している間は、当該利用者にかかる他の訪問サービスのうち、訪問介護費、ただし、通院等乗降介助という移動の通院のためですね、移動にかかるものは除くと書かれているのですけれども、訪問介護費、また訪問看護費及び夜間対応型訪問介護費は算定しないものとし、という記載がありますので、この 3 つのサービスについてはやはり重複するので。
会長	3 つだけでしたか。もっとあるように思いましたけど、訪問看護は利用できるんですね。
事務局	訪問看護はですね、定期巡回の方で「連携型を利用している場合は除く」とあります。
会長	はい、分かりました。ほか、ご質問ご意見は無いでしょうか。 それでは、適正な事業運営がなされるものと認められますので、枚方市からの質問に対して、本審議会として、異論はない旨、答申させていただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。
委員	<異議なしの声>

会長	ありがとうございます。 それでは案件（２）は報告案件となっていますので、事務局からご報告を聞きたいと思います。よろしくお願いします。 案件２．指定地域密着型サービス事業所等の指定について（報告）
事務局	＜資料に沿って説明＞ ＊説明省略
会長	ご意見ご質問はございますか。ないようでしたら、本日の案件については終了いたします。それでは一旦、事務局にお返しいたします。
竹内課長	審議会でご審議いただいた諮問につきまして、ここで答申をいただきたいと思います。「枚方市地域密着型サービス等の指定」につきまして、枚方市地域密着型サービス等運営審議会の会長より、市長に代わり健康福祉部長 上田が答申をお受けいたします。よろしくお願いいたします。 ＜答申書を読み上げ、部長に手渡し＞
会長	委員の皆様、何かご意見等ございませんか。 それでは、本日の審議会につきましては、これで終了させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました ＜閉会＞